

附属用紙（2）

改正する前の条文	改正後の条文	改正の内容説明等
	<p><u>運送の運賃・料金等に関する事項の協議は、法第9条第4項各号に規定する構成員をもって分科会として運賃協議会を設置し、行うものとする。</u></p>	<p>は、地域公共交通活性化協議会とは別に運賃協議会を設置し協議することとなったため、運賃協議会を設置できるよう改める。</p>